

「クリーンセンター滋賀の管理運営に係る基本方針」(案)の概要について

環境・農水常任委員会資料8
令和3年(2021年)10月1日(金)
琵琶湖環境部循環社会推進課

- ▶ クリーンセンター滋賀は、埋立期間が開業から15年とされていることから、令和5年10月に終了する予定。
- ▶ 現在の基本方針(H29~H33)は令和3年度に終了するため、埋立期間終了を見据えた今後5年間(R4~R8)の管理運営に係る基本方針を策定。
- ▶ 環境事業公社においてもこの方針を踏まえた新たな中期経営計画(R4~R8)を策定予定。

1. これまでの経過

■ 「クリーンセンター滋賀経営改善へ向けた基本方針」(H24~H28)を策定(H23.10)

基本姿勢: 経営改善に関する不断の努力を継続させながら県が必要最低限度の資金的支援を行う

H20の開業当初、極めて厳しい経営環境にあつたため県は公共関与を強化

公社が策定した計画目標

- ① 公益財団法人への移行
- ② 第2期工事の実施による施設整備
- ③ 自己資本比率(H28末)50%以上



達成状況(すべて達成)

- ① H26.2移行済
- ② H24~H25完了
- ③ H28 53.8%

■ 「クリーンセンター滋賀の運営に係る基本方針」(H29~H33)を策定(H28.10)

基本姿勢: 大切な資産として長く大事に使う

経営状況が概ね改善された後は、安定的な経営基盤の確保および埋立量の適正な管理を実施

公社が策定した計画目標

- ① 経常収支 各年度黒字を維持
- ② 自己資本比率 各年度50%以上を維持
- ③ 借入金依存率 各年度30%以下を維持
- ④ 県への財政依存度 年度ごとに減少



達成状況(すべて達成)

- ① H29~R2年 黒字の確保
- ② H29~R2年 50%以上維持
- ③ H29~R2年 30%以下維持
- ④ H29~R2年 年度ごとに減少

2. 現状と課題

① 埋立期間終了時まで埋立容量の適正な管理に努めることが必要。

【埋立の進捗状況及び見込み】

	H20-H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3-R5
埋立量(千m ³)	509	75	79	64	95	113	369
埋立量累計(千m ³)	505	580	659	723	818	931	1,300
埋立進捗率	39%	45%	51%	56%	63%	72%	100%
残余容量(千m ³)	795	720	641	577	482	369	0

- ② 埋立期間終了後の維持管理経費の確保が必要。
- ③ 臭気の発生抑制対策及び適切な水質の維持管理に努めることが必要。
- ④ 借地である埋立処分場地の返還を見据えた具体的な計画等の作成が必要。

3. 県の基本方針

基本姿勢

大切な資産を最後まで有効活用し、住民が安心のもと維持管理を進める

(1) 公社による新たな中期経営計画(R4~R8)の策定

次の①~④の具体的な実施策を明記

- ① 埋立容量の適正な管理
- ② 地元住民が安心して暮らせる施設管理
- ③ 埋立期間終了後の埋立処分場地の返還を見据えた対応
 - ▶ 具体的な植樹等の計画
 - ▶ 既存の管理用道路、建築物、設備等の廃止等の取り扱い
- ④ 埋立期間終了後のセンターの運営方針の検討

(2) 実効性の確保

数値的経営目標・埋立容量管理目標の設定

(3) 公社の経営安定化に向けた努力と県の管理運営および資金的支援の継続

- ① 効率的な経営や埋立処分場地の返還および処分場廃止までの維持管理を行うことが不可欠なことから、引き続き県は公社と連携し、管理運営に対し支援を実施。
- ② 公社は、センターの運営にあたって経常事業収支における自律確保を基本原則とし、県は開業経費にかかる資金的支援を継続。

4. 将来的な行政課題

- 令和5年10月の埋立期間終了後の維持管理については、住民が安心して暮らせるようセンターの維持管理を進めていかなければならないことから実施体制の方向性も含め、県と公社で十分な検討が必要。
- 県の公共関与による管理型最終処分場の新たな整備を行わないこととしたことから、これに伴う影響も考慮し、事業者への支援等の方策を検討し、実施する。